

**EU 米国間の包括的貿易投資協定  
(TTIP) の進捗状況と  
5 セクターについての EU の交渉方針**

**2014 年 7 月**

**日本貿易振興機構（ジェトロ）**

**ブリュッセル事務所**

**海外調査部 欧州ロシア CIS 課**

EUと米国は、2014年5月19日～23日に包括的貿易投資協定（TTIP: Transatlantic Trade and Investment Partnership）の第5回交渉を行った。欧州委員会はこれに先立ち、「化学品」「化粧品」「自動車」「医薬品」「繊維・衣料品」の5つのセクターについて、交渉の方針を示したポジションペーパーを公表した。本レポートでは、第5回交渉の概要と新たなポジションペーパーの内容をまとめた。

## 目次

1. 第5回交渉の概要とTTIPをめぐる最近の動き.....	1
(1) これまでの交渉とその交渉分野.....	1
(2) 第5回交渉の交渉分野と概要.....	1
(3) 投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）に関するパブリック・コンサルテーション.....	2
2. 5つのセクターに関するEUの方針.....	3
(1) 化学品.....	3
(2) 化粧品.....	5
(3) 自動車.....	7
(4) 医薬品.....	8
(5) 繊維・衣料品.....	9

### 【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

## 1. 第5回交渉の概要と TTIP をめぐる最近の動き

### (1) これまでの交渉とその交渉分野

TTIP の交渉は 2013 年 7 月に第 1 回目の交渉が行われ、第 4 回までの交渉では表 1 に示した分野で協議が進められた。第 5 回は 2014 年 5 月 19 日～23 日に米国バージニア州アーリントンで行われた。第 6 回は 7 月 14 日～18 日にブリュッセルで行われる予定で、サービスと物品の貿易、規制の問題、政府調達、環境保護と労働者の権利、エネルギーと原材料、中小企業にとっての機会などで協議を継続する<sup>1</sup>。

表 1： TTIP のこれまでの交渉概要（第 1 回～第 4 回）

	時期・場所	交渉分野の概要
第 1 回交渉	2013 年 7 月 8 日～12 日 ワシントン	<ul style="list-style-type: none"> <li>24 の交渉分野の作業部会に分かれた。広範な分野を対象に交渉。</li> </ul>
第 2 回交渉	2013 年 11 月 11 日～15 日 ブリュッセル	<ul style="list-style-type: none"> <li>投資規制、サービス貿易、エネルギーと原材料、規制の問題（規制の収れん、貿易の技術的障害、セクター別のアプローチ）の 4 分野が焦点となった。</li> <li>規制の問題では互換性の向上を目指すセクターとして、医療機器、化粧品、医薬品、化学品、農薬、情報通信技術（ICT）、自動車について協議。</li> </ul>
第 3 回交渉	2013 年 12 月 16 日～20 日 ワシントン	<ul style="list-style-type: none"> <li>規制の問題、市場アクセス、貿易関連ルール、公共調達、金融サービス、衛生植物検疫措置（SPS）、投資対国家の紛争解決（ISDS）が主な分野。</li> <li>規制の問題では、自動車、化粧品、化学品、医薬品、ICT、医療機器などの規制協力で進展。</li> <li>金融サービスでは、金融サービス規制の問題を協定に含めるかどうかで双方の見解に相違があった。</li> </ul>
第 4 回交渉	2014 年 3 月 10 日～14 日 ブリュッセル	<ul style="list-style-type: none"> <li>市場アクセス、規制の問題、世界貿易の共通の課題と機会に対応するルールの交渉で進展。</li> <li>関税については双方がすでにオファーを交換済み。</li> <li>規制の問題では、医薬品、化粧品、医療機器、自動車、化学品の各セクターで、規制の互換性を達成する方法を協議。</li> <li>エネルギーと原材料の貿易では、EU 側が協定に盛り込むことを求めた。</li> </ul>

### (2) 第 5 回交渉の交渉分野と概要

第 5 回目の交渉後に、米通商代表部（USTR）のフロマン通商代表はステートメントを発表し、交渉は建設的なものであり、協議の内容は大半の交渉分野で概念的な枠組みから具体的な考えを明確にすることに移行していることを明らかにした<sup>2</sup>。また EU のベルセロ首席交渉官と

<sup>1</sup> European Commission – Trade Policy, 18 June 2014  
<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1093>

<sup>2</sup> Office of the United States Trade Representative “Statement by U.S. Trade Representative Froman on the Conclusion of the Fifth Round of T-TIP Negotiations”  
<http://www.ustr.gov/about-us/press-office/press-releases/2014/May/Statement-by-USTR-Froman-on-Conclusion-of-Fifth-Round-TTIP-Negotiations>

USTR のダラニー首席交渉官は交渉後に開いた記者会見で、主な交渉分野は貿易の技術的障壁、競争、国家対国家の紛争解決（SSDS）、中小企業問題、サービス分野、投資・政府調達、関税と製品の市場アクセスなどであり、すでに協定の文言作成についての協議が進められていることを示した<sup>3</sup>。

第 5 回交渉について、交渉後の記者会見などから協議の内容や進捗状況が明らかになっている主な点を以下に示した<sup>4</sup>。なお、投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）については、EU 側でパブリック・コンサルテーションを実施しているため、交渉は棚上げされている。

- 規制協力

医療機器、医薬品、化粧品、ICT、自動車、農薬、化学品など広範なセクターに関する規制の互換性の促進について協議が行われた。セクターごとに具体的な協議に入っており、たとえば化学品については、EU と米国で規制の相違が非常に大きいため、規制の調和や相互承認ではなく、双方の規制のプロセスに役立つ情報交換の強化の方法を明確にすることなどを進めている。また自動車では、規制当局が安全性に関する技術規制の比較を行っている。

- 関税

2014 年 2 月に双方が交換した提案について技術的な話し合いを行った。双方は 2 回目の提案を行う予定だが、時期は未定である。

- サービス分野

米国は第 5 回の交渉において、サービス分野に関する提案を示した。

- 金融サービス

金融サービス規制については双方の間で見解の相違があり、米国は金融サービス規制を TTIP から除外するなど対象範囲を限定的とすることを求めている。一方 EU は、市場アクセスを阻むような規制の相違を取り除くため、双方の規制当局が委員会などの協力する組織を設けることを考えている。EU は、これが金融規制当局の独立性を損なうことや G20（20 カ国・地域）での取り組みを阻害することはないと主張している。双方に意見の隔たりがあるため、具体的な規制の問題についての話し合いは行われていない。

### (3) 投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）に関するパブリック・コンサルテーション

欧州委員会は 2014 年 3 月末に、TTIP 交渉分野の中で投資保護と投資家対国家の紛争解決（ISDS）の条項についてパブリック・コンサルテーションを開始した<sup>5</sup>。オンラインで実施するもので、規制を行う権利、投資家に対する公正かつ公平な待遇、ISDS 制度の透明性など 12

---

<sup>3</sup> US Department of State – IIP Digital “EU, U.S. Officials After Latest Round of Trade Pact Negotiations” 23 May 2014

<http://iipdigital.usembassy.gov/st/english/texttrans/2014/05/20140524299658.html#axzz35HdLpkHe>

<sup>4</sup> US Department of State – IIP Digital, 23 May 2014（上記）

Bertelsmann Foundation, B-Brief “TTIP Negotiations: A summary of rounds 4 & 5” 12 June 2014

<http://www.bfna.org/sites/default/files/publications/BBrief%20TTIP%20Summary%20Round%204-5%20%2812June2014%29.pdf>

Association of Corporate Council – Lexology, 9 June 2014

<http://www.lexology.com/library/detail.aspx?g=a7c31189-2e01-48e1-bc08-5386f5b12e3e>

Bloomberg BNA, 29 May 2014 <http://www.bna.com/us-eu-negotiators-n17179890839/>

<sup>5</sup> European Commission – Press Release, 27 March 2014

[http://europa.eu/rapid/press-release\\_IP-14-292\\_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_IP-14-292_en.htm)

項目を対象に、質問への回答に加えて総合的な見解を求めている。期限は7月6日で、欧州委員会は終了後に報告書を公表する予定である。欧州委員会は5月にはISDSに関する関係者会合を開き、関係者との意見交換を行った<sup>6</sup>。

このパブリック・コンサルテーションは、ISDSの条項により米国企業が投資先のEU加盟国の法規制の改正により事業が打撃を受けたとして、賠償を求めて国際仲裁機関に訴える事例が増えるなどの懸念が出ていることに対応したものである。欧州委員会はコンサルテーションの重要な課題として、EUが公共の利益のために規制を行う権利を守ることと投資家の保護との間で適正なバランスを達成することを挙げている<sup>7</sup>。

## 2. 5つのセクターに関するEUの方針

欧州委員会は第5回目の交渉に先立って、5月に「化学品」「化粧品」「自動車」「医薬品」「繊維・衣料品」の5つのセクターについて、交渉の方針を示したポジションペーパーを公表した<sup>8</sup>。欧州委員会はこれまで、昨年7月の第1回交渉に備えて6分野についてポジションペーパーをまとめ、第1回交渉後にこれを公表し、今年1月には金融サービスに関するポジションペーパーも公表している。今回の公表は、昨年7月以来で初めてのまとまったものとなる。ポジションペーパーの中で、欧州委員会が各セクターに共通して重視しているのは以下の点である。

- 製品の試験や施設の査察で不必要な重複を回避する。
- 既存の規制を相互に承認するか双方の規制を近づける。
- 新製品の認可や登録で双方のそれぞれの手続きを整合化させる。

### (1) 化学品<sup>9</sup>

化学品に関する規制であるEUのREACH規則と米国のTSCA (Toxic Substances Control Act: 有害物質規制法) は基本原則で大きく異なるため、完全な調和や相互承認は実行可能ではない。このため交渉の目的は、それぞれの規制の枠組みの範囲内で規制の協力と取れんを目指し、あらゆる可能性を模索することにある。取れんを目指す4つの主要分野と提案は以下の通りである。

#### ① 評価と評価方法のために優先的に取り組む化学品での協力

評価方法は米環境保護庁 (EPA) と欧州化学物質庁 (ECHA) がすでに協力を進めている分野であり、取り組みを強化できる。EPAとECHAの間で結んだ協力文書 (Statement of intent) が、協力を強化する基盤となる。提案では、評価やリスク管理のために優先的に取り組む化学

---

<sup>6</sup> European Commission, Directorate General for Trade – News, 13 May 2014

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1058>

<sup>7</sup> European Commission, Directorate General for Trade – Consultations

[http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul\\_id=179](http://trade.ec.europa.eu/consultations/index.cfm?consul_id=179)

<sup>8</sup> European Commission, Directorate General for Trade – Memorandum, 14 May 2014

<http://trade.ec.europa.eu/doclib/press/index.cfm?id=1076>

<sup>9</sup> European Commission “TTIP Regulatory Issues – EU position on chemicals”

[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/may/tradoc\\_152468.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/may/tradoc_152468.pdf)

品について協議して評価方法の策定で協力するメカニズムを設ける。また双方は、EU の加盟国レベルの活動や米国の州レベルの活動について情報を交換する。

## ② 化学品の分類と表示における整合性の促進

- 国連の GHS（Globally Harmonized System of Classification and Labelling of Chemicals：化学品の分類および表示に関する国際的調和システム）とその定期的な更新の実施を、幅広い化学品を対象に期限を決めて行う。
- 物質の分類と表示のプロセスで、相互に協議し関与するためのメカニズムを設ける。あるいは、既存の物質の分類リストを見直して共通点を明確にすることなどで、共通の物質分類リストを策定する方法を設ける。

## ③ 新たな問題や新たに出現している問題での協力

新たな問題に対する協力は、将来的な貿易障壁を回避するうえで大きな可能性がある。現在、関心のあるテーマの例としては、「内分泌攪乱物質」「ナノマテリアル」「混合毒性」がある。協力の提案は以下の通りである。

- 規制の妥当性など、あらゆる新しい問題に関して定期的に協議するメカニズムを確立させる。
- 相手側からの見解や質問について協議し対応するとともに、可能な場合には新たな問題に関する共通の基準・原則・対応策に向けた取り組みを行う。

## ④ 情報共有の強化と企業機密情報（CBI）の保護

データ交換で想定される障害や利益を明確にし、目的を達成するメカニズムを含めた相互関係の見通しを明確にする。

TTIP では、上記で示したそれぞれの目的のために設けるメカニズムの機能を定期的に見直し、必要であれば変更することを盛り込む。また双方は、新しい目的を対象とするかどうかを定期的に検討する。新しい目的を対象にすることを決めた場合には、TTIP で設けるメカニズムにより各ルールを修正する可能性がある。

なお、将来的な規制の収れんに向けて TTIP の分野横断的な章では、双方は提案している規制を採択する前に、相手側に見解を表明する十分な時間を与えて見解をどう勘案したかを説明するために、効果的な協力・協議のメカニズムを設け、フィードバックのメカニズムを向上させる規定を盛り込む。特に化学品については、米連邦政府や EU のレベル、および米国各州や EU 加盟国のレベルで、優先的に取り組む物質のリスク管理にこうしたメカニズムを盛り込む。

## (2) 化粧品<sup>10</sup>

EU と米国の規制当局は、すでに化粧品規制協力国際会議（ICCR）<sup>11</sup>で協力しており、共同の取り組みはこれに基づいたものとなる。TTIP の化粧品に関する付属書で盛り込む可能性のある項目として、以下の点を提案している。

### ① 化粧品に使用できる物質のリスト（ポジティブリスト）、および化粧品での使用を禁じるか制限する物質のリスト（ネガティブリスト）の相互承認

双方は、化粧品での使用を認める成分を近づけるとともに、相互承認のための可能性を探る。EU の化粧品規則には、化粧品での使用を認める物質について顔料、保存料、UV フィルターのリストのほかに、化粧品で禁止する物質および制限の対象となる物質のリストがある。たとえば EU では、これにより日焼け止め剤には評価・認可済みの UV フィルターのみ使用できるが、米国では日焼け止め剤は一般用医薬品（OTC 医薬品）に分類され、徹底した安全性評価と認可が必要となる。このため双方は、日焼け止め剤に使用される UV フィルターの安全性に関する科学的知見を相互承認する可能性について協議する。

### ② GMP（Good Manufacturing Practices：製造管理および品質管理の基準）の協力：化粧品に関する国際規格「ISO22716」の規制面での承認および OTC 医薬品に対する GMP 査察の承認

- EU と米国の製造者は、化粧品の GMP への適合を義務付けられている。化粧品の GMP に関する欧州規格は ISO22716 に完全に準拠しているが、米食品医薬品局（FDA）のガイダンスは、ISO22716 に合わせるため最近になって変更された。そこで双方は、ISO22716 に適合していれば規制面では十分であると正式に承認することで合意する。また、双方の規制やガイダンスと ISO22716 の間に相違点があれば、これを取り除くことに向けて作業を進める。
- 米国で OTC 医薬品に分類されている製品は、医薬品の GMP への適合を義務付けられ、FDA による施設の査察が行われる。しかし、片方が実施する GMP 査察の結果については、もう片方での受け入れを探る。

### ③ 動物実験に代わる有効な代替試験法を規制面で正式に承認する

- 動物実験に代わる複数の代替試験法では有効性が立証され、OECD の試験ガイドラインでも採択されている。そこで双方は、動物実験の代替試験法の開発をさらに促進することで合意する。この目的は、米国で OTC 医薬品に分類される製品を中心に、化粧品に対して有効な代替試験法を規制面で正式に承認するよう米国に促すことである。
- 既存の技術評価やガイダンス文書などに関して科学的知見を共有し、入手できるあらゆる

---

<sup>10</sup> European Commission “TTIP Regulatory Issues – EU position on cosmetics”  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/may/tradoc\\_152470.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/may/tradoc_152470.pdf)

<sup>11</sup> International Council on Cosmetics Regulation: 米国、EU のほかカナダと日本の規制当局が参加する国際的グループで、化粧品の安全性を確保するため情報を交換し協力を進める場。

る情報やデータを用いる「リードアクロス・データ（有害性の類似性に基づいてデータギャップを補完する類推）の手法、および統合試験戦略（異なるタイプの試験データや非試験データを組み入れて有害性を評価する方法）」の開発と実施で協力する。

#### ④ その他の試験方法および試験要件の調和

- ISO 規格に基づく試験方法の調和で協力を強化する。
- 着色添加物に関する双方の要件を近づける可能性を探る。EU は顔料の認可リストにある着色添加物は試験を行わずに使用を認めているが、米国では全ての着色添加物について承認される必要があり、一部の着色添加物についてはバッチ試験を義務付けている。
- 双方が安全と見なす成分で製造された OTC 医薬品については、バッチ試験をやめる可能性を探る。その場合に安全性への適合は、無作為の検査により確かめる。

#### ⑤ 表示の要件を近づける

- 双方は、「化粧品成分の国際命名法（INCI: International Nomenclature of Cosmetic Ingredients）」に基づき、表示の要件を整合させる取り組みを進める。
- その他の表示の要件や着色成分の表示を調和させる。着色成分の表示では、米国 FDA は INCI の名称を用いているが、EU はカラーインデックス番号の表示を義務付けている。
- アレルゲンなど新たな問題でも協力を進める。たとえば、香料のアレルゲン表示に関する規制上の決定を裏付ける科学的見解を共有する。

#### ⑥ 化粧品規制協力国際会議（ICCR: International Cooperation on Cosmetics Regulations） における協力を強化する

双方は ICCR 内での協力を強化し、ICCR の決定をそれぞれの域内で実施する方法について協議することを約束するとともに、ICCR の作業の推進を強化することを政治的に約束する。

#### ⑦ 新たに出現している分野について規制協力を強化する

ナノテクノロジーや代替試験法など新たに出現している問題について、規制の優良事例で協力する。ICCR で進める作業と重複しないように、化粧品分野の規制の優良事例を目指した原則を策定することを検討する。



## (3) 自動車<sup>12</sup>

自動車では、規制の協力と関税の撤廃により大幅に効率が向上し、コストを節減できる。また EU と米国の共同の取り組みは、国連欧州経済委員会（UNECE）の強化を通じて自動車規制における国際的なリーダーシップの基盤となり、新たな国際規則の策定に役立つ。EU と米国の自動車の技術的要件は異なるが、双方の基準を低下させることなく技術的要件の互換性を達成するため、以下の 2 つの取り組みを示している。

### ① 片方の技術的要件に順守して製造した自動車およびタイヤを含めた自動車部品は、もう片方の技術的要件に適合することを承認する

主な取り組みは以下の通りである。交渉の妥結時点でかなりの成果を達成する必要があるが、今後の規制の収れんに向けて取り組む課題を具体的な期限と併せて明確にする。

- 安全性や環境保護に関する双方の規制の中で同等性の承認が可能な分野を明確にする。
- 同等性を承認する分野では、片方の関連規制への適合はもう片方の関連規制に適合することになる。同等性の承認は、自動車および自動車部品の技術的要件に関するもので、技術仕様や測定法、表示の要件が対象となる。
- EU と米国では適合性審査のシステムで違いが大きいため、同等性の承認は適合性審査を対象としない。
- 貿易および技術的要件の承認を促進するため、EU の型式認証の当局は、EU 市場に投入される米国製車両を米国の試験方法を使って米国の規制に即して試験する必要がある。逆に米国の当局は、EU 製車両に対して EU と UNECE の規制や試験方法に即した市場監視を行う。
- 技術的要件で重大な相違があるために同等性を立証できない場合は、収れんが必要な分野を明確にし、それを達成する方法と時期を定める。双方の隔たりを明記し、明確なプロセスと期限で合意する。

### ② 新技術を中心に UNECE の 1998 年協定の枠内で EU と米国の協力を強化する

EU と米国の協力強化は、近い将来に水素自動車や電気自動車、先進安全技術などの分野で、国際技術規則（GTR）の採択と国内法への取り込みにつなげる必要がある。

上記の取り組みに加えて、その他の将来的な規制に関しては、新たな規制が必要と考える場合には双方で協議し、UNECE の 1998 年協定の枠組みの原則により共通のルールを確立するため協力して取り組むことを約束する。

---

<sup>12</sup> European Commission “TTIP Regulatory Issues – EU position on motor vehicles”  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/mav/tradoc\\_152467.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/mav/tradoc_152467.pdf)

## (4) 医薬品<sup>13</sup>

EU と米国の医薬品規制当局は、すでに二者間レベルおよびヒト用医薬品の登録のための技術的要件に関する国際調和会議（ICH: International Conference on Harmonization）を中心とした多国間レベルで緊密に協力している。既存の協力関係を含めて共同作業を強化する分野として、以下の点を提案している。

### ① 作業の重複を回避するため GMP 査察を相互承認する

- EU と米国、および第三国で実施した双方の GMP 査察を相互承認する可能性を探る。これにより EU や米国、第三国で実施した施設の査察の重複を回避し、査察の資源の活用を改善できる。これは既存の二者間の協力を大幅に強化し、医薬品業界に大きなコスト節減をもたらす。
- 双方の同等性を判断することを視野に入れ、双方の GMP システムに対する厳密な評価を行う。この取り組みのため、機密情報・企業機密情報の交換に関する規定を整備する。

### ② 機密情報や企業機密情報の交換

- EU の加盟国・諸機関と米国 FDA の間で、機密情報や企業機密情報を交換する可能性を探る。これは GMP やその他の検査報告書だけでなく、販売承認申請に関するデータや情報にも適用する。
- TTIP では、分野横断的な章で機密情報を交換できる規定を設けるとともに、医薬品に関する付属書で特定の機密保持規定が必要となる。

### ③ バイオシミラー（バイオ後続品：特許が切れたバイオ医薬品と類似した医薬品）の相互承認に向けた要件の調和

- バイオシミラーの相互承認に向けて、制度を収れんさせる取り組みを進める。米国 FDA と欧州医薬品庁（EMA）は、それぞれのガイドラインの策定・見直しに役立つ科学的情報を交換する見込みである。
- 米国と EU は、バイオシミラーの審査や承認で国際的な取り組みを行う。

### ④ ジェネリック薬の承認システムでの協力

- 双方のジェネリック薬の承認システムを簡素化する可能性を探る。特に生物学的同等性やバイオウエーバー（生物学的同等性試験の必要性の免除）、参照薬の利用に関するガイドラインの策定や見直しを対象となる。

### ⑤ 小児用医薬品の承認に関する要件の改訂

- 小児向けの臨床試験方法についての合意や臨床研究の相互承認により、小児用医薬品に関する ICH ガイドラインの改訂に向けて協力する。

---

<sup>13</sup> European Commission “TTIP Regulatory Issues – EU position on pharmaceutical products”  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/mav/tradoc\\_152471.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/mav/tradoc_152471.pdf)

- 小児用調査計画の提出では、共通のフォーマットや適切なタイミングで合意する。

## ⑥ 医薬品用語の調和

- 医薬品用語（医薬品の識別、物質、薬剤の形態、投与ルートなど）の調和に向けて作業を進める。これは企業と規制当局の間の情報や双方の当局間の情報の流れを向上させる。

## ⑦ 共同評価の取り組みに関する協力

- EU と米国は、新製品の開発中に EMA、FDA、申請者の間で科学的な問題について共同で協議して科学的助言を行う制度「平行科学的助言」、および申請者に対する共同質問リストの作成や申請者の回答に対する評価を調和させる「薬品設計申請の品質に関する平行評価」という既存の協力を引き続き行う。これにより製品開発を最適化し、不必要的臨床試験や試験の繰り返しを回避し、当局の資源を最大限に活用でき、医薬品業界にとってコスト節減となる。
- 機密情報や企業機密情報の交換に関する規定の整備、または情報を交換できるための医薬品業界の対応に関する規定の整備が必要となる。

## (5) 繊維・衣料品<sup>14</sup>

以下の主要分野について、EU と米国の既存の協力関係を強化することを提案している。

### ① ラベル表示の要件：以下の点で合意の可能性を探る

- 製品に添付して表示を義務付ける要件の数を最小限に抑える。
- ISO 規格に基づいて、繊維に使用する名称を近づけるか整合化させる。
- ISO 規格に基づいて、取扱説明の記号を調和させるか相互承認する。
- 相手側との協議を経て、新たな表示情報ではタグなど非永続型ラベルを使うことで法的要件を満たせるようにする。
- 片方が原産国のマークや表示で義務的な要件を適用する場合には、「EU 製」のように全地域を示すマークが要件に適合することを受け入れる。

### ② 製品の安全性と消費者保護を保証する技術的な規制や取り組みを調和するか近づける

EU と米国では多くの分野で製品の安全性を保証する規制の取り組みや手段が異なるため、 unnecessary コストの増大をまねている。こうした問題の一部は分野横断的なレベルで協議できるが、繊維・衣料品に重大な影響を与える特定の規制については、手段と対応策を探ることが役立つ。以下の3点について協力して取り組む。

#### a. 繊維の防火性

- EU と米国では繊維の防火性の規制が異なるが、以下の点で収れんや共通作業が可能である。

---

<sup>14</sup> European Commission “TTIP Regulatory Issues – EU position on textiles and clothing”  
[http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/mav/tradoc\\_152469.pdf](http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2014/mav/tradoc_152469.pdf)

- 双方が提供するデータの証拠に基づき、生地の防火性の程度の分類を共通化する。
- 子供服の防火性の証明では、第三者の検査施設が関与しなくても製造者の試験結果（EN 規格に基づく）を受け入れる。代替案としては、米国当局が認める EU 内の検査施設の数を増やす。

b. 化学物質：繊維製品での使用を禁じる物資のリストの調和

繊維製品・衣料品で使用を禁じるか制限する化学物質、その他物質の共通リストの策定と最大許容水準の共通化に向けて作業を進める。この分野は、化学品における双方の合意と連携させる必要がある。また保護の水準を低下させることなく、一部の適合性手続きの簡素化に向けた可能性について協議する。

c. 特殊な繊維・衣料品の技術的要件を調和させるか近づける

特定の繊維製品に適用される技術的要件は、EU と米国でやや異なることがある。製造者の両市場へのアクセスを促進させるため、特殊な繊維・衣料品に適用する技術的要件を近づけることや調和の可能性を勘案し、技術的要件を仔細に比較するメカニズムの確立を目指す。こうした製品には、工業用繊維や個人防護具、児童用衣料品、繊維製の敷物などがある。

### ③ 規格の収れん

EU と米国の間で重大な貿易障壁の 1 つは、技術要件への適合を証明するのに EU と米国で試験方法などに異なる任意規格を用いている点である。このため関係する標準化機関も参加したうえで、規格の比較や規格の調和・収れんのメカニズムを確立させることを目指す。最初の段階として、繊維・衣料業界にとって最も重要な規格を選び、次の段階で双方の規格を国際規格に近づける。規格の収れんで考えられる分野としては、「燃焼性状と燃焼性試験」「児童の安全性」「工業用繊維」「防護衣料」「繊維製の敷物」がある。

以 上

● ジェトロアンケート ●

調査タイトル：

EU米国間の包括的貿易投資協定（TTIP）の進捗状況と5セクターについてのEUの交渉方針

今般、ジェトロでは、標記調査を実施いたしました。報告書をお読みになった感想について、是非アンケートにご協力をお願い致します。今後の調査テーマ選定などの参考にさせていただきます。

■質問1：今回、本報告書での内容について、どのように思われましたでしょうか？（○をひとつ）

4：役に立った 3：まあ役に立った 2：あまり役に立たなかった 1：役に立たなかった

■質問2：①使用用途、②上記のように判断された理由、③その他、本報告書に関するご感想をご記入下さい。

--

■質問3：今後のジェトロの調査テーマについてご希望等がございましたら、ご記入願います。

--

■お客様の会社名等をご記入ください。（任意記入）

ご所属	<input type="checkbox"/> 企業・団体	会社・団体名
		部署名
	<input type="checkbox"/> 個人	

※ご提供頂いたお客様の情報については、ジェトロ個人情報保護方針 (<http://www.jetro.go.jp/privacy/>) に基づき、適正に管理運用させていただきます。また、上記のアンケートにご記載いただいた内容については、ジェトロの事業活動の評価及び業務改善、事業フォローアップのために利用いたします。

～ご協力有難うございました～